

## 特定非営利活動法人品川ケア協議会補助金交付要綱

制定 平成 29 年 4 月 28 日 区長決定  
要綱第 80 号  
改正 令和 3 年 11 月 30 日 要綱第 337 号  
改正 令和 6 年 3 月 27 日 要綱第 121 号

### (目的)

第 1 条 特定非営利活動法人品川ケア協議会補助金（以下「補助金」という。）は、特定非営利活動法人品川ケア協議会（以下「事業者」という。）が行う区の福祉施策と密接な連携を図った事業の実施を支援し、もって高齢者が地域の中で自立した生活を送ることができる活力ある地域社会の実現と福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (補助金の交付対象)

第 2 条 補助金は、事業者が当該年度において次に掲げる事業を行うために要する経費の一部とし、区長が必要かつ適当と認めたものに交付する。

- (1) 高齢者等の外出同行支援事業
- (2) 福祉人材ネットワーク化推進事業

### (補助金の交付額)

第 3 条 補助金の交付額は、前条で区長が必要かつ適当と認めた経費とし、予算の範囲内で交付する。

### (交付予定額の通知)

第 4 条 年度当初において、区長は事業者に対し第 1 号様式により補助金の交付予定額を通知する。

### (補助金の交付申請)

第 5 条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める期限までに補助金交付申請書（第 2 号様式）に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第 6 条 区長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、交付するものと決定したときは、補助金交付決定通知書（第 3 号様式）により事業者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の通知に際して、交付目的を達成するために必要があるときは、条件を付すことができるものとする。

### (申請の撤回)

第 7 条 事業者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の日から 14 日以内に申請の撤回ができる。ただし、その期間内に申請の撤回をしないときは、この決定に異議がないものとする。

(請求書の提出)

第8条 事業者は、第6条に規定する補助金の交付決定通知を受けたときは、区長が別に定める期日までに請求書（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

(事業の内容の変更等)

第9条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、変更協議申請書（第5号様式）を提出し、事前に区長の承認を得なければならない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき
- (2) 補助対象事業の内容に変更を加えようとするとき
- (3) 補助対象事業の全部または一部を中止または廃止しようとするとき

2 区長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、必要に応じて条件を付し、変更内容が適当と認められるときは変更承認通知書（第6号様式）により事業者あて通知するものとする。

(状況報告)

第10条 区長は、事業の実施状況について必要があると認めたときは、事業者に対し随時報告を求めることができる。

2 事業者は、前項の要求があったときは速やかに報告しなければならない。

(事業の遂行命令等)

第11条 区長は、事業者が提出する報告または地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、交付決定の内容またはこれに付した条件に従って事業が遂行されていないと認めるときは、当該事業に適合するよう処置を取るべきことを命じるものとする。

2 前項の命令に違反したときは、当該補助対象事業の遂行の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第12条 事業者は、補助対象事業終了後または補助金交付決定に係る会計年度が終了したときは、15日以内に必要な書類等を添えて、事業の実績についての報告書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

(検査等)

第13条 区長が補助職員をして対象事業の遂行状況および経理について検査をさせる場合または報告を求める場合は、事業者はこれに応じなければならない。

(補助金額の確定および精算)

第14条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、事業の実施結果が交付決定の内容およびこれに付した条件等に適合するものであるかを審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定しまた精算すべき金額があるときは精算し、事業者に通知するものとする。

2 事業者は、前項の規定による通知を受けた後は、精算すべき金額があるときは所定の方法により補助金の精算を行わなければならない。

(補助金の取消し等)

第 15 条 区長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部または一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき

2 前項の規定は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 区長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに事業者には補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第 17 条 事業者は、第 14 条第 1 項の規定により補助金の精算を命ぜられた場合または前条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合に、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

2 前項に規定する延滞金の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(補助金の経理等)

第 18 条 事業者は、当該事業に係る経理についてその収支を明らかにした書類を整理し、これらの書類を補助金の交付決定日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(委任)

第 19 条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別途定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

第1号様式(第4条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

特定非営利活動法人品川ケア協議会  
理事長 様

品川区長

特定非営利活動法人品川ケア協議会補助金交付予定額について(内示)

年度特定非営利活動法人品川ケア協議会に対する品川区補助金交付予定額について内示しますので、下記により申請願います。

記

1 補助金交付予定額      金                      円

2 申請書提出期限                      年    月    日

3 添 付 書 類      (1)      年度 事業計画書  
                         (2)      年度 収支予算書  
                         (3)定款

第2号様式(第5条関係)

年 月 日

品川区長 あて

申請者住所  
団体名 特定非営利活動法人品川ケア協議会  
理事長

特定非営利活動法人品川ケア協議会補助金交付申請書

特定非営利活動法人品川ケア協議会補助金交付要綱に基づき、下記の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 補助金交付予定額 金 円
- 2 添 付 書 類 (1) 年度 事業計画書  
(2) 年度 収支予算書  
(3)定款

第3号様式(第6条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

特定非営利活動法人品川ケア協議会  
理事長 様

品川区長

特定非営利活動法人品川ケア協議会補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった特定非営利活動法人品川ケア協議会補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 補助金交付額  
金 円

2 交付条件

3 その他

交付にあたっては、「特定非営利活動法人品川ケア協議会補助金交付要綱」に定める方法により行う。

第4号様式(第8条関係)

年 月 日

品川区長 あて

申請者住所  
団体名 特定非営利活動法人品川ケア協議会  
理事長

特定非営利活動法人品川ケア協議会補助金交付請求書

年 月 日付 文書番号 で交付決定通知のあった特定非営利活動法人品川  
ケア協議会補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

第5号様式(第9条関係)

年 月 日

品川区長 あて

申請者住所

団体名 特定非営利活動法人品川ケア協議会  
理事長

特定非営利活動法人品川ケア協議会補助金に係る変更協議申請書

年 月 日付 文書番号 で交付決定通知のあった特定非営利活動法人品川  
ケア協議会補助金について、特定非営利活動法人品川ケア協議会補助金交付要綱第9条第  
1項の規定に基づき、下記のとおり変更を協議します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

第6号様式(第9条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

特定非営利活動法人品川ケア協議会  
理事長 様

品川区長

特定非営利活動法人品川ケア協議会補助金に係る変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった特定非営利活動法人品川ケア協議会補助金に係る  
変更について、特定非営利活動法人品川ケア協議会補助金交付要綱第9条第2項に基づき、  
下記のとおり承認することとしたので通知します。

記

1 承認内容

2 付帯条件

第7号様式(第 12 条関係)

年 月 日

品川区長 あて

申請者住所

団体名 特定非営利活動法人品川ケア協議会  
理事長

特定非営利活動法人品川ケア協議会補助金に係る事業実績報告書

年 月 日付 文書番号 で交付決定通知のあった 年度特定非営利活動法人品川ケア協議会補助金に係る事業が完了いたしましたので、特定非営利活動法人品川ケア協議会補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業完了年月日 年 月 日

2 添付書類 (1)事業実績報告書  
(2)収支決算報告書